

陳情 第 2 号
平成 30 年 2 月 16 日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

東京都多摩障害者スポーツセンターの一時休止の間の代替措置に関する陳情

【陳情の趣旨】

私たちは、しょうがい当事者です。

国立市富士見台 2 丁目の東京都多摩障害者スポーツセンターが老朽化と東京オリンピック・パラリンピックのプレイベント会場整備のため、本年 3 月 9 日をもって一般利用が一時中止となることが告知されました。約 1 年 3 ヶ月間と聞いています。同センターの運動施設やプールは、これまで、私たちにとって、指導員やヘルパーの援助も得ながら、体を動かし、健康維持、運動能力の改善や貴重な外出の機会となってきました。利用は無料でした。東京都はこの期間、調布市にある味の素スタジアムを開放するとしていますが、プールがありません。味の素スタジアムの運動施設を利用するにしても、送迎バスで片道 40 分ほどかかることが予想され、遠く感じます。また、しょうがいしゃは年金生活、生活保護受給者であることも少なくなく、新たに近隣の施設を利用しようとするに介助者分も含めて自己負担することになり、生活にも影響してきます。

できるだけこれまでと同様な生活環境を維持できるよう、以下の事項についてご検討くださいますよう、陳情します。

なお、八王子市や三鷹市、東久留米市などでは運動施設を利用するさい、障害者手帳所持者とその介助者について減免措置をとっていることも参考にさせていただきたいと思えます。

【陳情事項】

東京都多摩障害者スポーツセンターの利用休止期間中、市民総合体育館の利用について、しょうがいしゃ等に対する減免措置を検討してください。